

まん延防止等重点措置に係る営業時間の短縮要請について

<営業時間の短縮要請の概要>

対象区域	湖西市全域
要請期間	令和3年8月18日(水)0時から8月31日(火)24時まで
対象施設	・ 飲食店 ・ 1,000 m ² 超の大規模集客施設

【飲食店】

要請内容	・ 営業時間の短縮 ・ 酒類の提供(利用者による酒類の持込を含む)は行わないこと
営業時間	5時～20時(20時～翌日5時は営業しない)
その他	宅配、テイクアウトサービスは要請の対象としない

【1,000 m²超の大規模集客施設】

要請内容	営業時間の短縮
営業時間	5時～20時(20時～翌日5時は営業しない) ※イベント関連施設でのイベント開催時は21時まで
対象施設	○1,000 m ² を超える以下の施設 ・ 商業施設 (大規模小売店、家電量販店、パチンコ店 等) ・ イベント関連施設 (体育館、運動場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)、水泳場、ゴルフ練習場 等)